

徳之島町農業委員会

第 1 0 回定例会

議事録

令和 7 年 1 0 月 1 5 日

徳之島町農業委員会会議事録

1. 開催日時 令和7年10月15日（火）午前9時00分から

2. 開催場所 1階多目的ホール

3. 議事日程

- 第1 議案第30号 農地法第3条許可申請議案について（9件）
- 第2 議案第31号 農振農用地利用変更申出について（1件）
- 第3 議案第32号 農地法第5条許可申請について（1件）
- 第4 議案第33号 農地中間管理権及び利用権設定について（1件）
- 第5 その他

4. 委員

出席 14人 欠席 0人

1番	出席	白 山 明	8番	出席	爲 島 良 一
2番	出席	平 山 正 也	9番	出席	武 島 光 子
3番	出席	嶺 田 正 秀	10番	出席	藤 田 喜 文
4番	出席	崎 田 広 光	11番	出席	内 博 行
5番	出席	鮫 島 徹 三	12番	出席	林 慶 造
6番	出席	木 場 友 広	13番	出席	原 田 辰 法
7番	出席	嘉 山 杏 奈	14番	出席	里 美 幸

5. 農地最適化推進委員

出席 4人 欠席 0人

1番	出席	林 誠 一 郎	3番	出席	泰 良 誠
2番	出席	福 洋 一	4番	出席	福 岡 佑 希

6. 事務局職員

局長	白 坂 貴 仁
次長	星 野 弘 仁
主査	米 島 武勇幾

議長

おはようございます。これより令和7年10月の農業委員会定例会を行いたいと思います。

本日は、全員出席であります。

本日提案された議案は、農地法第3条許可申請議案が9件、農振農用地利用変更申出議案が1件、農地法第5条許可申請議案が1件、農地中間管理権及び利用権の設定についてが1件、合計12件となっております。

署名委員は、6委員と9委員になっておりますので宜しくお願い致します。

議案は、一括して事務局が説明することに致します。

補足などがありましたら審議の段階で、担当委員からお願い致します。

それでは議案第30号、農地法第3条許可申請について、受付番号51号から59号まで事務局より一括して説明をお願い致します。

事務局

おはようございます。

農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明します。

議案30号。

受付番号51号。

譲渡人：亀津、〇〇歳、〇〇〇〇さん。

譲受人：母間、〇〇歳、〇〇〇〇さん。

申請区分面積、畑1筆で1,597㎡。

権利取得後の面積は、7,904㎡。

農業の縮小、規模拡大。

作付予定作物は、キャッサバ、落花生で、反あたり〇〇万円で売買です。

受付番号52号。

譲渡人：徳和瀬、〇〇歳、〇〇〇さん。

譲受人：徳和瀬、〇〇歳、〇〇〇〇さん。

申請区分面積は、畑1筆で1,193㎡。

権利取得後の面積は、6,157㎡。

農業の縮小、規模拡大。

作付予定作物は、さとうきびで、反あたり〇〇万円で売買となっております。

受付番号53号。

譲渡人：兵庫県、〇〇歳、〇〇〇〇〇さん。

譲受人：伊仙町、〇〇歳、〇〇〇〇さん。

申請区分面積は、畑1筆で871㎡。

権利取得後の面積は、8,955㎡。

自作地の面積は、伊仙町に耕作証明書による数字となっております。

農業の廃止、規模拡大。

作付予定作物は、牧草で、反あたり〇〇万円で売買です。

受付番号54号。

前回9月定例会において、〇〇〇〇〇〇をした分であり、受付番号59号の下に別に記載していますので、飛ばして後程説明します。

受付番号55号。

譲渡人：亀津、〇〇歳、〇〇〇さん。

譲受人：亀津、〇〇歳、〇〇〇さん。

申請区分面積は、畑1筆で1,086㎡。

権利取得後の面積は、6,901㎡。

農業の縮小、規模拡大。

作付予定作物は、ばれいしょで、反あたり〇〇万円で売買となっています。

受付番号56号。

譲渡人：山、〇〇歳、〇〇〇〇さん。

譲受人：山、〇〇歳、〇〇〇〇さん。

申請区分面積は、畑1筆で54㎡。

権利取得後の面積は、1,516㎡。

贈与と受贈です。

作付予定作物は、さとうきびです。

受付番号57号。

譲渡人：亀津、〇〇歳、〇〇〇〇〇さん。

譲受人：亀津、〇〇歳、〇〇〇〇さん。

申請区分面積は、畑2筆で1,843㎡。

権利取得後の面積は同じく1,843㎡。です。

以前から申請地でヤミ小作を行っていたとのこと。

贈与と受贈。

作付予定作物は、ばれいしょです。

事務局

受付番号58号。

譲渡人：花徳、〇〇歳、〇〇〇さん。

譲受人：花徳、〇〇歳、〇〇〇〇〇さん。

申請区分面積は、畑1筆829㎡。

権利取得後の面積は、5,313㎡。

次の59号の土地と交換です。

作付予定作物は、さとうきびです。

受付番号59号。

譲渡人：花徳、〇〇歳、〇〇〇〇〇さん。

譲受人：花徳、〇〇歳、〇〇〇さん。

申請区分面積は、畑1筆、1,400㎡。

権利取得後の面積は、10,447㎡。

上記58号との交換です。

作付予定作物は、さとうきびです。

続いて受付番号54号。

こちらは、先月の〇〇〇〇〇〇を行った分となり、〇〇〇〇で譲受人は、
亀津、〇〇歳、〇〇〇さん。

申請区分面積は、畑2筆、934㎡。

権利取得後の面積は、48,579㎡。

作付予定作物は、さとうきびとなっています。

以上9件、申請書類上においては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、
許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議の程宜しくお願い致します。

議長

これから議案30号について質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願い致します。

質疑ありませんか。

無ければ質疑を打ち切ります。採決します。

受付番号51号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号52号について、質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願い致します。

質疑ありませんか。

無ければ質疑を打ち切ります。採決します。

受付番号52号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号53号について、質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願い致します。

質疑ありませんか。

無ければ質疑を打ち切ります。採決します。

受付番号53号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号54号について、質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願い致します。

無ければ質疑を打ち切ります。採決します。

受付番号54号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号55号について、質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願い致します。

質疑ありませんか。

無ければ質疑を打ち切ります。採決します。

議長

受付番号55号について、許可する事に賛成の方は、挙手をお願い致します。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号56号について、質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願い致します。

4委員

すいません。

贈与で、その関係をちょっと聞きたいんですが。

12委員

〇さんの親と、〇〇さんの親がきょうだい。

4委員

〇〇〇。

12委員

〇〇〇。聞き取れず・・・。

議長

宜しいでしょうか。

他にございませんか。

無ければ質疑を打ち切ります。採決します。

受付番号56号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号57号について、質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願い致します。

無ければ質疑を打ち切ります。採決します。

受付番号57号について、許可する事に賛成の方は、挙手をお願い致します。

[全員挙手]

許可する事に致します。

議長

続きまして受付番号58号について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願い致します。

無ければ質疑を打ち切ります。採決します。

受付番号58号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号59号について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願い致します。

無ければ質疑を打ち切ります。採決します。

受付番号59号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

許可する事に致します。

次に議案31号。

農振農用地利用変更申出について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

農振農用地利用変更申出について、事務局から説明します。

受付番号2号。

別紙カラーで、位置図を用意しています。

〇〇の〇〇〇を、〇〇〇側に入った先の畑総の中となっています。

こちらは申請者から、農林水産課へ用途変更の申請があった分で、今回、農業委員会へ意見書の提出が求められている件となります。

申請者は、〇〇〇〇さん。

不動産表示は、〇〇〇〇〇〇番地。

畑、面積は、1,782㎡の内、840㎡を農地から農業用施設用地への用途変更。

申請理由は、〇〇〇〇〇〇〇建設のためとあります。

こちらから許可相当とするという風に、農林水産課に返答したら、でその後、後程5条申請という風な形になって行く流れとなっておりますので、今回その前段回の分となります。

以上、1件です。

事務局	ご審議の程、宜しくお願いします。
議長	これより質疑に入りたいと思います。 議案31号について、質疑のある方は、挙手をもって宜しくお願い致します。
4委員	これ県単、整備した所ですか。
事務局	はい。
4委員	畑総した所ですか。 これ面積1,728㎡ですが、その内の840㎡。 上限とかあるんですか。
事務局	上限。ちょっと待って下さい。 担当、〇〇〇〇〇。丁度いいタイミング。 丁度、今質問でした。 一応、面積全体あって、その内の用途変更する上限とかあったりする。
農林水産課(○)	上限は設けられていない。聞き取れず～。
事務局	その5条の申請する時も最終的には、どのぐらいの面積、作業しているか。 どのぐらいの機械が必要ですねという事で、その機械が入るって言うのを最終的には、農業委員会でまた5条の申請の時にこんだけ分の面積が必要と言うのを審議してもらおうという形になります。
4委員	860㎡と言うのは、建物からその前それも含めて。 860㎡になるのか。
事務局	多分最終的には、その道とかも含めて、その農地を完全にかえると言う。
4委員	その860㎡の中に建物が入る。
事務局	入る。その道路もですね。通る部分も含めてと言う形。
議長	他にございませんか。

事務局

以上1件となります。
ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長

これより質疑に入りたいと思います。
議案32号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。

11委員

この〇〇ですけど、〇〇〇〇近くの順番が違うと言うのはすごく、まあ一種農地ではなかったんで、みんなに考えてもらいたいと思うんですけどホントに～聞き取れず。

申請せずに登記無理じゃないかなと思うんですけど。

地目変更するのは厳しいんじゃないかあと。

やっぱり色々あるじゃないですか、〇〇とこに作って大変だった事もあるし、こういう例を作っていいのかなと思うんですけど・・・自分はなるべく、〇〇でもありますし、悩むと思うんですけど、出来たら一応皆さんに審議してもらって～聞き取れず。

けっこう厳しいんじゃないかと、ちょっとした道で、元々農地とも言えるんですけど、これどう捉えたらいいのかなあと、難しいなあと・・・。

4委員

それ〇〇さんの農地続きで。

11委員

横となり、〇〇さんなんですよ。で、その分まで段差が昔あって、こっちさとうきび畑だったんですけど。

～聞き取れず。

取得するにあたって登記なおりにくいじゃないですか。

出来ないんで、厳しいけど、これ〇〇。

～聞き取れず。

結構これ難しいなあと思いながら、作ったもん勝ちになってしまう。

例を作ったらいかんと言う話。

壊せとは言えないんですけど。

～聞き取れず。

これこうすると登記がなおらないと言う罰則しか・・・。

～聞き取れず。

結構厳しいなあと自分思いながらなんですけど・・・。

～聞き取れず。

4委員	これ使ってるんですか。
11委員	〇〇〇に入る。
他委員	～聞き取れず。
8委員	<p>こういう問題が起きない爲に、その広報があるじゃないですか。</p> <p>あれにね、この農業委員会のこういうのは違反ですよと、もっと町民に知らせたらいいかなと。知らない人もいる。若い人とか多い。</p> <p>しょっちゅう載せて知らせる事もいいと思う。</p>
11委員	建築関係の会社の方にも～聞き取れず。
2委員	<p>すごく大きな石まで積んであるからお金もかかっている。</p> <p>これ何年ぐらい経っているの。</p>
11委員	だから30年って書いてあるので。
2委員	<p>～聞き取れず。</p> <p>今後の事もあるから、もう〇〇も開設したから。</p> <p>あの周辺の畑に勝手に家造って、強引にくる人がいるかも今後。</p> <p>今みんな言われるように、〇〇の農業委員大変だよ。</p> <p>本人からも圧力かかるし、建設業者とか色んな人から言われたら、これみんなやらないと。農業委員なんかする人いないよ。〇〇・〇〇とか。</p>
11委員	誰が反対したとか言わないように・・・。
議長	これ今度農地パトロールもあるし、ちょっと〇〇にしてて、みんなで見たりとかしたらどうかなあと思うんだけど。
2委員	やっぱり手順踏んだ方がいいかも。
議長	ちょっと確認で、今度の定例会の前にもみんなで見に行つて、それで宜しいでしょうか。

他委員

はい。

議長

いいですか。この議案32号については、今回〇〇と言う事で、次回の定例会の前に全員で一応現場を見て、また判断するという事で宜しいでしょうか。

他委員

はい。

議長

続きまして議案33号。

農地中間管理権及び利用権の設定について、事務局よりお願い致します。

事務局

議案33号。

受付番号7号となります。

農用地利用集積促進計画一覧表をご覧ください。

許可後は、12月31日から開始となります。

左の列から順に受け手。

次に対象農地、契約の内容。

一番右が出し手となっております。

NO. 1～NO. 18。

受け手は、花徳、〇〇〇〇さん。

対象農地は、18筆。

契約期間は、10年。

使用貸借です。

NO. 19～NO. 21。

受け手は、亀津、〇〇〇〇さん。

対象農地は、3筆。

契約期間は、10年。

使用貸借となっております。

NO. 22～NO. 31。

受け手は、亀津、〇〇〇〇さん。

対象農地は、10筆。

契約期間は、5年。

使用貸借です。

事務局

以上、受け手は、3名。
31筆。
面積は、63,574㎡です。

以上となります。
ご審議の程、宜しくお願いします。

議長

これより質疑に入ります。
受付番号7号について、
質疑のある方は、挙手をお願い致します。
無ければ質疑を打ち切ります。
採決します。
受付番号7号について、
承認する事に賛成の方は、挙手をお願い致します。

[全員挙手]

承認する事に致します。

以上を持ちまして、今月の定例会を終了致します。

令和7年10月15日

署名委員

木 場 友 広

武 島 光 子